

令和6年度 東大道路空間再構築基本方針検討業務 委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、令和6年度 東大道路空間再構築基本方針検討業務の提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、委託候補者が決定したうえで協議し、別途作成する。

2 委託業務名

令和6年度 東大道路空間再構築基本方針検討業務

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

4 背景・目的

本市では、新潟駅、万代、万代島、古町をつなぐ約2kmの都心軸周辺エリアを「にいがた2km」と名付け、本市経済・産業の発展を牽引する成長エンジンとしていく取組を進めている。

令和5年3月に策定した「新潟駅・万代地区周辺将来ビジョン」（以下、「将来ビジョン」という。）では、エリア内の特色ある10のストリートの将来の姿を描き、それぞれを磨き上げ、有機的につなげることで、新たな魅力や価値が創造される「人中心のまち」を目指す方向性を示した。

将来ビジョンの実現に向け、都心軸である東大通においては、令和4年度から、「居心地がよく歩きたくなる空間づくり」に向けた道路空間利活用の社会実験を実施しており、こうした取組を公民連携で推進するための東大通利活用実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が、地元商店街や民間企業等により設立され、これまで2か年に渡って活動してきた。

令和6年度は、社会実験の内容を拡充して実施するとともに、その成果を踏まえ、今後の道路空間再構築に向けた基本方針を検討することとしている。

本業務では、東大通における道路空間再構築の検討に向けた社会実験を企画するとともに、交通処理面から車線減少の実現性について評価し、道路空間再構築基本方針（以下、「基本方針」という。）案を作成することで、道路空間再構築の実現及び新たな魅力や価値が創造される「人中心のまち」の形成に結び付けていくことを目的とする。

5 基本方針の概要

- (1) 対象範囲：主要地方道新潟停車場線（新潟駅前～東大通交差点）（以下、「業務対象範囲」という。）



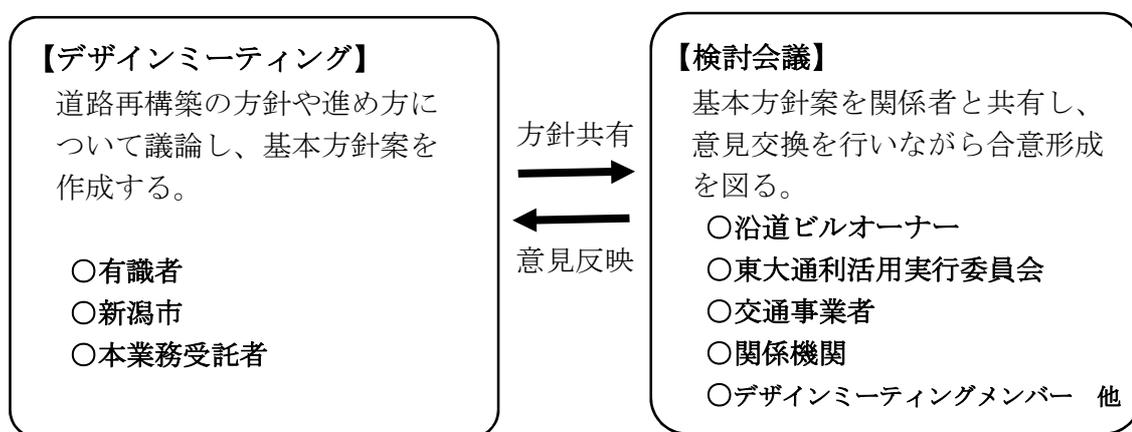
(2) 基本方針検討の考え方

将来ビジョンに描かれた将来の姿や各ストリートと周辺エリアとのつながり、エリア内での様々な過ごし方などを実現するために、東大通があるべき姿、果たすべき役割を考え、そのために必要な要素を盛り込んだ基本方針案を作成する。

基本方針案の作成にあたっては、将来ビジョンの5つの方針を取り入れながら、沿道民地と一体的な空間活用やグランドレベルのデザインが促進されるよう、沿道事業者やビルオーナー、東大通実行委員会をはじめとした多様な関係者の意見を踏まえながら検討を進める。

(3) 検討体制

有識者を交えたデザインミーティングで基本方針案を作成し、地元関係者等により構成する検討会議で共有・意見交換を行いながら合意形成を図る。



(4) 想定スケジュール

- ・ 令和6年6月～令和7年2月 デザインミーティング（4回程度）
検討会議（3回程度）
秋の社会実験（1か月程度）
 - ・ 令和7年3月 基本方針案のとりまとめ
- ※デザインミーティング及び検討会議の開催時期と回数は、提案内容や検討状況に応じて変更可能とする。
- ※1回あたりの開催時間は、2時間程度を目安とする。

- 【参考】** 令和7年度以降に予定している実施事項
- ・ 基本方針案に対するパブリックコメント
 - ・ 各種協議（警察協議、交通事業者協議、関係機関協議等）
 - ・ 基本方針の策定
 - ・ 道路空間再構築に係る測量
 - ・ 予備設計、詳細設計
 - ・ 道路空間再構築工事

6 業務内容

本業務の内容は、(1)～(6)のとおりとする。

(1) 計画・準備

業務の実施にあたり現地踏査を行い、業務対象範囲及びその周辺における地形、土地利用状況等の基礎情報を確認し、地域の現況や課題を整理する。また、新潟市の各種計画等による業務対象範囲の位置づけや課題を整理する。それらを踏まえ、基本方針案作成までの業務計画書を作成し、工程管理を行う。

(2) デザインミーティングの運営支援

専門性を有する識者（3名程度）を招聘し、基本方針案を検討・議論する場として、デザインミーティングを開催する。また、デザインミーティングに使用する資料作成及びファシリテーションを行うとともに、記録を作成する。

(3) 検討会議の運営支援

沿道事業者や実行委員会、交通事業者、関係機関等との合意形成に向けた検討会議を開催する。また、検討会議における資料作成及びファシリテーションを行うとともに、記録を作成する。

(4) 交通実態調査・交通処理の検討

新潟市より提供する過年度の交通量調査結果（実施要領6.（2）参考資料①）を踏まえた上で、必要となる自動車交通量調査を計画・実施し、その結果を基に、交通処理面から車線減少の実現性について評価する。

(5) 社会実験のコンセプト企画・影響調査

過年度の実験結果を踏まえた上で、基本方針の検討に資する社会実験のコンセプト及び空間配置について企画する。企画にあたっては、過年度に未実施の内容（自転車通行環境の検証、夜間の設えの検証等）が含まれるよう考慮する。また、社会実験のコンセプトに沿った影響調査を実施する。

○実行委員会との役割分担について

提案者と実行委員会及び新潟市との主な役割分担は下表のとおりとする。

提案者	実行委員会・新潟市
・全体コンセプト、空間配置の企画 ・影響調査の実施	・具体的な実施コンテンツの企画・運営 ・仮設什器等の調達 ・各種申請手続き等

○影響調査について

影響調査項目は、現況の課題や社会実験のコンセプト、想定される効果等を踏まえ決定する。評価の視点と調査項目の参考例を下表に示す。

評価の視点	調査項目（例）
交通への影響	・自動車・歩行者・自転車通行量 ・バス・タクシーの利用者数、停車時間、運行台数 ・荷捌き車両台数、荷捌き所要時間
来訪者への影響	・来訪者数、滞在時間、属性、満足度、 ・アクティビティの多様性、エリア別の傾向
利活用運営上の課題把握	・利用事業者の満足度、継続に向けた課題 ・沿道事業者等の満足度、利活用の意向 ・運営体制の課題（必要設備、運営コスト、収益性等）

※携帯電話の位置情報により推計する人流データを新潟市から提供可能

○社会実験の前提条件

将来的な車線の減少を想定し、開催期間を通じて両側1車線を規制する。

- ・開催期間：令和6年9月14日（土）から令和6年10月14日（月）（予定）
- ・主催：新潟市、実行委員会

(6) 基本方針案のとりまとめ

上記の検討結果及び過年度の取組等を踏まえ、以下の項目をとりまとめた基本方針案を作成する。

- ①空間コンセプト
- ②車線減少時の空間配分パターンの比較・評価
- ③平面計画・断面構成
- ④デザイン方針
- ⑤道路利活用の方針
- ⑥イメージパース
- ⑦整備スケジュール

7 業務管理

受託者は、業務責任者を配置し、適正に業務管理を行うとともに、定期的に本市と情報共有及び進捗状況の報告を行うこと。

8 成果品の納品等

本事業に係る実績報告書を次のとおり、提出すること。

- (1) 納 期：令和7年3月21日（金）
- (2) 納品場所：新潟市 都市政策部
- (3) 形 式：紙媒体1部及びCD-R等の磁気媒体によるデータ
- (4) そ の 他：併せて、事業完了後に履行届（自由様式）を提出すること

9 留意事項

受託者は、業務履行に当たり契約書に定めるもののほか、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 法令遵守
受託者は、関係法令を遵守して業務を遂行すること。
- (2) 連絡調整
本業務の関係者及び関係機関とあらかじめ密接な連絡調整を行い、本業務を安全かつ円滑に実施できるようにすること。
- (3) 不測の事態への対応
受託者は、緊急時の連絡体制と現場の初動体制を明確にした上で、不測の事態（新型コロナウイルス感染拡大を含む）により提案内容の実施に支障が生じた場合、市と協議の上速やかに対応すること。
- (4) 一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は業務の一部を委託することを可とする。
- (5) 個人情報保護
受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損のないよう適切に管理すること。
- (6) 守秘義務
受託者又は受託者から再委託を受けた者は、業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(7) 著作権等に係るもの

本事業の実施にあたり制作した成果品について生ずる一切の著作権は全て市に帰属するものとする。(ただし、受託者で所有している知的財産権に係るものは除く。) 第三者の著作物を使用する場合、市が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。

(8) 瑕疵・損害への責務

事業完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに監督職員が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。また、受託者が本業務の実施中に第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負うものとする。

(9) その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定する。
- ・業務終了後、この契約についての業務評価を行う。
- ・受託者は、事業完了後5年間、本事業にて使用した書類、伝票、領収書等を、本市の求めに応じて閲覧に供することができるよう保管すること。